

第79回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の
体 制 及 び そ の 運 用 状 況
会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

石井食品株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ishiifood.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様へ提供しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定等の概要及び当該体制の運用状況は、以下の通りであります。

- 1 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 「石井食品グループ行動規範」を定め、行動の基本ルールとし、取締役、執行役員及び使用人は法令・定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。
 - 2) 倫理委員会を設置し、「内部通報規程」に基づき、公益通報者保護の見地から、社員からの情報収集や通報、相談ができる仕組みの維持・向上を推進します。
社内で発生した重大不適合や「声の箱」に投書された事項の対応や是正内容を確認しております。
 - 3) 倫理委員会は、社員の法令・定款違反行為につき、賞罰委員会に処分を求めるものとなります。
 - 4) 管理チームは内部統制システムが有効に機能しているか監査します。
 - 5) 「コンプライアンス規程」に基づいて、取締役、執行役員及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

(運用状況)

「石井食品グループ行動規範」は「経営方針書」とともに全従業員に配布し、誓約書の提出により確認を行っております。管理チームは内部統制システムの有効性の監査を行っております。また、各委員会を適宜開催し、その議事録を作成し、社内における内部統制の運用状況を確認しております。

- 2 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 株主総会、取締役会、経営会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、保管場所を定め、適切に保管・管理します。
 - 2) 経営及び業務執行に関する重要な情報・決定事項、社内通達などは、所管部門にて作成し適切に保管・管理します。
 - 3) 管理チームは内部統制の監査の状況を取締役に報告します。
 - 4) 「機密文書管理規程」に基づき文書及び情報の管理を徹底し、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理します。

(運用状況)

情報の保存管理は、各規程に基づき、適切な保管及び管理を行っております。

3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「危機管理活動基本方針」、「経営危機管理規程」及び「天災地変・火災に関する緊急事態対策規則」に基づきリスクを管理します。
- 2) リスクについては、経営会議に報告をし、重大なものについては取締役会に報告します。
- 3) 業務統括部において、法務及びITサービスシステムの責任者を設置することでコンプライアンスと情報セキュリティに関する体制を強化しております。
- 4) 食品に関する品質・衛生・表示の管理、情報保全、環境、防災、犯罪、風評などに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部門においてルールや対応マニュアルの制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。
食品安全につきましてはFSSC22000を認証取得し、食品安全チーム会議においてリスク分析を行い運用管理を行うとともに、定期的な検証を実施しております。環境につきましてもISO14001を認証取得しており、環境委員会において管理しております。
- 5) 危機管理活動は、それぞれの所管部門で実施しているリスク分析に基づく管理の結果により、当社グループで起こり得る経営上の損害・損失・重大な事態に備えます。

(運用状況)

経営会議にてリスクの洗い出し及び分析を行うとともに、外部の専門家から意見を聴取し、事前予防策及び対応策の検討等を行っております。また、想定される重大危機に対する模擬訓練を定期的にも実施し、危機管理態勢の見直し・改善を行っております。

4 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 執行役員制度を執ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし事業構造改革を迅速に進めます。
取締役・執行役員が出席する経営会議において、ロスや基本ルール逸脱に対する是正の確認などを行っております。
- 2) 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経ることでリスクの洗い出し、アセスメント及び対策を行い、重要な判断材料の提供を行うことで、質の高い議論による取締役会での経営の意思決定を行っております。
- 3) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施しております。

(運用状況)

月2回開催する執行役員・取締役が出席する経営会議にて、上記の体制を運用しております。

- 5 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 「石井食品グループ行動規範」により、取締役、執行役員及び使用人は共通の行動理念を持ちます。
 - 2) 内部監査を計画的に実施し、会計の状況等の業務を適正に監督します。
監査法人、監査役、代表取締役社長、管理チーム、業務統括部が参加する定期ミーティングを実施することにより連携を図っております。
 - 3) 当社は子会社の取締役から職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行っております。
 - 4) 当社及び当社子会社はISO9001、ISO14001、ISO22000を認証取得し、内部統制システムの一環として整備運用しております。

(運用状況)

定期的に、監査法人、監査役、代表取締役社長、管理チーム、業務統括部が参加するミーティングを実施することにより連携を図り、業務の適正について監督しております。また、3か月ごとに子会社の取締役会を開催し、職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行っております。ISO認証については、年1回実施される外部審査及び内部監査により、有効性の確認を行っております。

- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役との協議の上、合意する人選を行って配属するものとしております。

(運用状況)

監査役の補助業務にあたる使用人は監査役と協議の上決定しております。

- 7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の補助業務にあたる使用人は、監査役の指示、命令に従い業務を行い、その業務の実施に関して、取締役から指示、命令を受けないこととしております。
- 2) 使用人の人事異動、評価等人事権に係る事項に関して、事前に監査役に報告し、監査役会の承認を得ることとしております。

(運用状況)

各監査役は、監査役の補助業務にあたる使用者へ直接指揮命令を行っております。

- 8 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、更には関係書類を何時においても閲覧できるものとしております。
 - 2) 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査役の要求に従い、又は自ら自己の職務の執行状況を報告するものとしております。
 - 3) 取締役・使用人等が監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないものとしております。

(運用状況)

監査役が取締役会及び経営会議に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、管理チーム、会計監査人と連携し、定期的に意見交換を行っております。また、3か月ごとに開催される子会社の取締役会に出席し、取締役より職務の執行状況等の報告を受けております。

- 9 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の遂行上必要と認められる費用又は債務の処理については、監査役会の監査計画に応じて予め予算を計上するほか、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に会社に償還を請求することができるものとして、監査役の職務執行の実効性を確保しております。

(運用状況)

監査役の職務実行により生じる費用の前払や精算は、適切に行っております。

- 10 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。

(運用状況)

管理チームは、金融商品取引法に則り、財務報告に係る各プロセスについて内部監査及び整備状況のテストを実施し、その結果について、取締役会へ報告しております。

11 反社会的勢力排除に向けた体制

- 1) 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。
- 2) 「石井食品グループ行動規範」の反社会的勢力排除条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組みます。

(運用状況)

「石井食品グループ行動規範」は全従業員に配布し、遵守する旨の誓約書の提出を義務付けております。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案(買収提案)が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあります。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、下記Ⅲ. 記載の内容の事前の情報提供等に関する一定のルール(以下、「本プラン」といいます。)を設定することとしております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質管理番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は、他社では真似のできない、無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げてまいりました。

当社は、これからも当社独自の品質管理方法、無添加調理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けてまいります。当社の企業価値は、このような、技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「地球にやさしく、おいしさと安全の一体化を図りお客様満足に全力を傾ける。」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。そのために内部統制機能の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、監査役は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

また、経営の監督機能と業務の分離を図る目的で執行役員制度を採用しております。執行役員制度を採ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし、事業構造改革を迅速にすすめております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前協議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月22日開催の第78回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」について、承認を得ております。

大規模買付ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記1に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

大規模買付ルールは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、大規模買付ルールでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非については当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールは適用されます。

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を行おうとする者です。

(注) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われる者を含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

なお、この大規模買付ルールの詳細につきましては、当社ホームページのIR情報に記載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」

(2019年5月15日付)をご参照ください。

(<https://www.ishiifood.co.jp/ir/ir-boei20190515.pdf>)

Ⅳ. 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記Ⅰに記載の基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。しかしながら、上記のような当社を取巻く経営環境等の変化を鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的とした買収者が現れる可能性も否定できません。更に、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もおり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付行為者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありません。したがって、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであると考え、大規模買付ルールの内容を開示することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	919,600	672,801	2,450,897	△310,806	3,732,492
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△50,631		△50,631
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△162,273		△162,273
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△212,904	—	△212,904
当 期 末 残 高	919,600	672,801	2,237,992	△310,806	3,519,587

項 目	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	34,608	△11,410	23,198	3,755,690
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△50,631
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失				△162,273
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△41,563	△39,856	△81,420	△81,420
当 期 変 動 額 合 計	△41,563	△39,856	△81,420	△294,324
当 期 末 残 高	△6,954	△51,267	△58,221	3,461,365

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 1社 (株式会社ダイレクトイシイ)

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産 評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品……………売価還元法

原材料、仕掛品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を
除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び
構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………10～34年

機械装置及び運搬具……………4～10年

- ② 無形固定資産……………定額法によっております。
 (リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における
 利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額
 法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸
 倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に
 回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員賞与の支払いに充てるため、当連結会計年度に係る支給
 見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属
 させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤
 務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連
 結会計年度から費用処理することとしております。
 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数
 (10年)による定額法により費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方
 消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		15,293,183千円
2. 担保に供している資産	建物及び構築物	216,226千円
	土 地	162,770千円
	計	378,997千円

上記物件は、短期借入金500,000千円の担保に供
 しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	18,392,000		—		—	18,392,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,514,996		—		—	1,514,996

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年6月22日開催の第78回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 50,631千円
- ・ 1株当たり配当額 3.00円
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月28日開催の第79回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 50,631千円
- ・ 1株当たり配当額 3.00円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金に限定しており、また、資金調達については主に銀行からの短期借入れ及び社債の発行による方針です。また、デリバティブ取引については、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクにさらされておりますが、当該リスクに対応するため、新規の得意先と取引を開始するにあたっては、外部調査機関を利用して与信管理を行っております。また、請求担当において入金差額を月次でチェックすると共に、入金遅延が認められる場合には、週次で報告が行われる体制となっております。

投資有価証券の保有は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、時価の変動を定期的に把握・管理しております。

営業債務である買掛金は、主に1ヶ月以内の支払期日となっております。

社債については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利無担保社債のみであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、適時に資金繰表を作成し管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,485,274	2,485,274	—
(2) 売掛金	1,243,019	1,243,019	—
(3) 投資有価証券	268,139	268,139	—
(4) 買掛金	(280,455)	(280,455)	—
(5) 短期借入金	(560,000)	(560,000)	—
(6) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	(1,300,000)	(1,301,739)	△1,739

※負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価額によっております。

(4) 買掛金及び (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 社債（1年内償還予定の社債を含む）
社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	97,301

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、千葉県その他工場を有する地域等において、業務提携する運送会社等への賃貸不動産及び遊休不動産を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,668千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）、固定資産売却損600千円（特別損失に計上）及び減損損失559千円（特別損失に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			期 末 時 価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
71,829	△49,207	22,621	113,954

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の期中増減のうち、主な減少額は減価償却費590千円、売却48,058千円及び減損損失559千円であります。
3. 時価の算定方法は、主として不動産鑑定評価額に基づいております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 205円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 9円62銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計		
当期首残高	千円 919,600	千円 672,801	千円 672,801	千円 229,900	千円 140,297	千円 1,894,800	千円 185,282	千円 2,220,380	千円 2,450,280
当期変動額									
剰余金の配当							△50,631	△50,631	△50,631
当期純損失							△162,067	△162,067	△162,067
固定資産圧縮 積立金の取崩					△13,586		13,586	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	△13,586	—	△199,112	△212,698	△212,698
当期末残高	919,600	672,801	672,801	229,900	126,711	1,894,800	△13,830	2,007,681	2,237,581

項 目	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	千円 △310,806	千円 3,731,875	千円 34,608	千円 34,608	千円 3,766,483
当期変動額					
剰余金の配当		△50,631			△50,631
当期純損失		△162,067			△162,067
固定資産圧縮 積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△41,563	△41,563	△41,563
当期変動額合計	—	△212,698	△41,563	△41,563	△254,262
当期末残高	△310,806	3,519,176	△6,954	△6,954	3,512,221

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② 子会社株式……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産……………評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品……………売価還元法

原材料、仕掛品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15～34年

機械及び装置……………10年

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員賞与の支払いに充てるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から翌事業年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- (4) 債務保証損失引当金……………子会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		15,293,183千円	
2. 担保に供している資産	建	物	216,226千円
	土	地	162,770千円
		計	378,997千円

上記物件は、短期借入金500,000千円の担保に供しています。

3. 関係会社に対する短期金銭債権	3,489千円
4. 関係会社に対する長期金銭債権	227,000千円
5. 関係会社に対する短期金銭債務	356千円
6. 債務保証	23,000千円

関係会社である株式会社ダイレクトイシイの金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
(1) 売上高	40,541千円
(2) 販売費及び一般管理費	325千円
(3) 営業取引以外の取引高	6,461千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	1,514,996		—		—	1,514,996

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
長期未払金	42,612千円
退職給付引当金	156,679
賞与引当金	24,643
貸倒引当金	69,795
債務保証損失引当金	11,270
ゴルフ会員権評価損	14,249
株式評価損	10,107
減損損失	10,049
共済会掛金	7,994
資産除去債務	7,059
繰越欠損金	561,147
その他	23,247
繰延税金資産小計	938,856
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△561,147
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△286,496
評価性引当額小計	△847,644
繰延税金資産合計	91,211
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△55,502千円
その他	△2,207
繰延税金負債合計	△57,710
繰延税金資産の純額	33,501

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	㈱ダイレクトイシイ	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼務	資金の貸付 (注) 1	27,000	長期貸付金 (注) 2	227,000
				利息の受取 (注) 1	3,101	未収入金	283

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 子会社への長期貸付金に対し、227,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において27,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 208円11銭
2. 1株当たり当期純損失 9円60銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。